

## 1 4 市民所得

### 1 産業別市内純生産

単位：百万円、%

産業別	平成23年度		産業別	平成24年度	
	純生産	構成比		純生産	構成比
総数 (帰属利子を含む産業計)	486,230	100.0	総数 (帰属利子を含む産業計)	521,912	100.0
第1次産業	371	0.1	第1次産業	425	0.1
農業	165	0.0	農業	165	0.0
林業	4	0.0	林業	4	0.0
水産業	202	0.0	水産業	256	0.0
第2次産業	290,132	59.7	第2次産業	326,215	62.5
鉱業	219	0.0	鉱業	296	0.1
製造業	280,967	57.8	製造業	314,141	60.2
建設業	8,946	1.8	建設業	11,778	2.3
第3次産業	193,136	39.7	第3次産業	192,285	36.8
電気・ガス・水道業	10,872	2.2	電気・ガス・水道業	10,657	2.0
卸売・小売業	17,760	3.7	卸売・小売業	16,987	3.3
金融・保険業	7,569	1.6	金融・保険業	7,103	1.4
不動産業	52,859	10.9	不動産業	52,386	10.0
運輸業	12,754	2.6	運輸業	13,131	2.5
情報通信業	9,952	2.0	情報通信業	10,329	2.0
サービス業	68,891	14.2	サービス業	69,476	13.3
公務	12,479	2.6	公務	12,216	2.3
輸入品税等	2,591	0.5	輸入品税等	2,987	0.6

注1：帰属利子とは、金融機関の受取利子及び配当と支払利子の差額であり、金融機関の生産額として定義されるが、物的方法で推進した市内純生産にはこの帰属利子が含まれているため、産業の中間消費として控除される。

注2：帰属利子等＝帰属利子＋総資本形成に係る消費税－輸入品に課される税・関税

注3：構成比は、単位未満を四捨五入処理しているため計の数値と内訳の数値の和とが一致しない。

注4：国民経済計算の基準改定により、市町民経済計算においても遡及改定を行っているため、今回の推計値と既公表の過年度値は一致しない。

資料：兵庫県統計課「市町民経済計算」

## 2 所得者の種類別所得金額、市民税額

(各年7月1日現在) 単位:千円

年度	種 別	納税義務者数	構成比	所得金額	構成比	市民税額	構成比
平成 22 年度	総 数	40,228	100.0	123,355,314	100.0	4,369,505	100.0
	給与所得者	31,622	78.6	104,258,601	84.5	3,742,239	85.7
	営業所得者	1,438	3.6	4,251,367	3.4	143,800	3.3
	農業所得者	1	0.0	x	0.0	x	0.0
	その他の所得者	6,825	17.0	12,895,129	10.5	359,156	8.2
	分離譲渡所得者	342	0.8	x	1.6	x	2.8
平成 23 年度	総 数	39,950	100.0	121,367,276	100.0	4,268,470	100.0
	給与所得者	31,197	78.1	102,184,522	84.2	3,630,952	85.1
	営業所得者	1,420	3.6	4,358,895	3.6	151,418	3.5
	農業所得者	1	0.0	x	0.0	x	0.0
	その他の所得者	6,892	17.2	12,906,119	10.6	359,717	8.4
	分離譲渡所得者	440	1.1	x	1.6	x	3.0
平成 24 年度	総 数	39,936	100.0	121,219,195	100.0	4,492,738	100.0
	給与所得者	31,159	78.0	102,301,490	84.4	3,859,016	85.9
	営業所得者	1,396	3.5	4,161,830	3.4	152,147	3.4
	農業所得者	2	0.0	x	0.0	x	0.0
	その他の所得者	6,973	17.5	12,771,697	10.6	352,751	7.8
	分離譲渡所得者	406	1.0	x	1.6	x	2.9
平成 25 年度	総 数	39,898	100.0	119,691,196	100.0	4,397,314	100.0
	給与所得者	31,066	77.9	100,692,657	84.2	3,749,580	85.2
	営業所得者	1,384	3.5	4,219,792	3.5	156,535	3.6
	農業所得者	1	0.0	x	0.0	x	0.0
	その他の所得者	6,951	17.4	12,593,898	10.5	341,844	7.8
	分離譲渡所得者	496	1.2	x	1.8	x	3.4
平成 26 年度	総 数	39,551	100.0	117,752,162	100.0	4,294,647	100.0
	給与所得者	30,660	77.5	98,725,597	83.8	3,649,036	85.0
	営業所得者	1,407	3.6	4,202,174	3.6	152,326	3.5
	農業所得者	-	-	-	-	-	-
	その他の所得者	6,929	17.5	12,368,058	10.5	328,655	7.7
	分離譲渡所得者	555	1.4	2,456,333	2.1	164,630	3.8

資料: 市民税課

## 3 個人市民税課税標準額段階別所得割税額等

(平成 25 年 7 月 1 日現在) 単位：千円

課税標準額の段階	納税義務者数	構成比	所得金額	構成比	所得割額	構成比
総数	39,898	100.0	119,691,196	100.0	4,397,314	100.0
10万円以下の金額	1,817	4.6	1,150,657	1.0	25,708	0.6
10万円を超え 100万円以下	12,756	32.0	17,870,153	14.9	406,129	9.2
100万円を超え 200万円以下	11,892	29.8	29,401,265	24.6	984,091	22.4
200万円を超え 300万円以下	6,447	16.1	24,231,664	20.2	911,453	20.7
300万円を超え 400万円以下	3,468	8.7	17,617,171	14.7	711,561	16.2
400万円を超え 550万円以下	2,201	5.5	14,133,286	11.8	605,841	13.8
550万円を超え 700万円以下	627	1.6	5,094,199	4.3	229,461	5.2
700万円を超え 1,000万円以下	408	1.0	4,187,208	3.5	199,567	4.5
1,000万円超	282	0.7	6,005,593	5.0	323,503	7.4

(平成 26 年 7 月 1 日現在) 単位：千円

課税標準額の段階	納税義務者数	構成比	所得金額	構成比	所得割額	構成比
総数	39,551	100.0	11,752,162	100.0	4,294,647	100.0
10万円以下の金額	1,783	4.5	1,157,463	1.0	24,681	0.6
10万円を超え 100万円以下	12,957	32.8	18,117,380	15.4	407,772	9.5
100万円を超え 200万円以下	11,753	29.7	29,259,093	24.9	978,579	22.7
200万円を超え 300万円以下	6,381	16.1	24,189,624	20.6	904,945	21.0
300万円を超え 400万円以下	3,370	8.5	17,198,181	14.6	690,421	16.1
400万円を超え 550万円以下	2,045	5.2	13,125,713	11.1	560,740	13.1
550万円を超え 700万円以下	598	1.5	4,830,812	4.1	218,071	5.1
700万円を超え 1,000万円以下	393	1.0	4,053,749	3.4	193,326	4.5
1,000万円超	271	0.7	5,820,147	4.9	316,112	7.4

資料：市民税課